

大田市処務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第38号

大田市処務規程の一部を改正する規則

大田市処務規程（平成17年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（電子計算組織による電子印及び電子署名）」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。）」の次に「又は別に定めるところにより、電子署名（電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであり、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであるものをいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。